別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

（1）〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

（2）大きさは１５センチメートル以上、太さは３センチメートル以上、間隔は４センチメートル以上とする。

（3）文字及び数字は黒色とする。

（記載例）

太広委底１




瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成二十九年三月八日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　長野　章

1　定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

| 紀伊水道 | 大阪湾 | 播磨灘 |
|---|---|---|
| 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域<br>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点<br>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点<br>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点<br>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点<br>一　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線<br>二　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線<br>三　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線<br>四　小鳴門水道東口小鳴門橋 | 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域<br>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点<br>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点<br>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点<br>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点<br>一　大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線<br>二　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線<br>三　小鳴門水道東口小鳴門橋 | 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域<br>一　兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線<br>二　兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線<br>三　小鳴門水道東口小鳴門橋<br>四　岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線<br>五　香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 |